

自殺の取扱いについて

労災保険では、故意による災害には保険給付されません。一般的に自殺は故意による死亡ですから基本的には保険給付されないのですが、**うつ病等気分〔感情〕障害、重度ストレス障害等ストレス関連障害などの精神障害**では、その病態として自殺念慮が出現する蓋然性が高いと医学的に認められることから、業務による心理的負荷によってこれらの精神障害が発病したと認められた人が自殺を図った場合には、「**精神障害によって、正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態**」に陥ったものと推定し、原則として業務起因性が認められます。

なお、この他の精神障害については、必ずしも一般的に強い自殺念慮を伴うとまではいえないことから、当該精神障害と自殺の関連について検討されることとなります。

